

香芝市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市教育委員会教育長 小西友吉

香芝市教育委員会規則第5号

香芝市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

香芝市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第2条中「校長（園長）」を「香芝市立学校の校長（香芝市立幼稚園の園長）」に、「支援・協力」を「支援及び協力」に改める。

第4条の見出しを「（法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関する事項
- (2) 学校予算の執行に関する事項
- (3) その他対象学校の校長が必要と認める事項

第4条第2項中「前項」を「協議会」に改める。

第5条第3項中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

第6条第1項中「12名」を「、12名」に、「委嘱」を「委嘱し、」に改める。

第7条第2項第3号中「きたす」を「来す」に改める。

第8条第2項中「委嘱」を「委嘱され、」に、「在任期間」を「残任期間」に改める。

第10条第2項中「協議会」を「、協議会」に改め、同条第3項中「事故ある」を「事故がある」に改め、「又は」の次に「会長が」を加え、「行うものとする」を「代理する」に改める。

第11条第3項中「会長」を「、会長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。